

検討対象事務総括表（平成20年9月幹事会分）

	事 務 名	事 業 概 要	方向性		頁
			都の評価※	区の評価	
1	④-21 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務				
	1 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務	【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】 ・ 県費負担教職員の任免及び転任 ・ 給与の決定、勤務時間その他勤務条件の決定	区	区	1
	2 県費負担教職員の研修などに関する事務	【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】 ・ 県費負担教職員に対する研修	区	区	5
2	④-32 特定周辺整備地区の指定などに関する事務	【産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律】 ・ 特定周辺整備地区の指定 ・ 特定周辺整備地区の施設整備の方針の策定 など	都	区	9
3	④-40 不在者投票に係る障害認定などに関する事務	【公職選挙法】 ・ 身体に重度の障害がある者に係る郵便による不在者投票のための障害の程度の証明	都	区	13
4	④-41 重要文化財の現状変更許可などに関する事務	【文化財保護法】 ・ 重要文化財に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 ・ 許可の条件としての必要な指示 など	区	区	17
5	④-42 社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務	【社会福祉法】 ・ 社会福祉法人設立に係る定款審査及び認可 ・ 所管する社会福祉法人の一般的監督 など	区	区	21
6	④-52 指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務	【建築物用地下水の採取の規制に関する法律】 ・ 建築物用地下水の採取のための揚水設備（井戸）の設置許可 ・ 違反者に対する改善命令などの監督処分 など	区	区	25
7	④-57 非課税証明書の発行などに関する事務	【登録免許税法】 ・ 当該建物等が社会福祉事業の用に供するものかどうかの確認及び証明書の発行	区	区	29

検討対象事務総括表（平成20年9月幹事会分）

	事 務 名	事 業 概 要	方向性		頁
			都の評価※	区の評価	
8	④-62 中央卸売市場の開設などに関する事務	【卸売市場法】 ・中央卸売市場開設及び廃止の認可申請 ・卸売業者、仲卸業者、売買参加者に対する監督処分 など	都	都区	33
9	④-66 貸付金償還免除などに関する事務	【災害弔慰金の支給等に関する法律】 ・区市町村が条例により実施する災害援護資金の貸付に要する経費の負担	区	区	39
10	④-67 動物取扱業者の登録などに関する事務	【動物の愛護及び管理に関する法律】 ・動物取扱業者の登録 ・動物取扱業者が遵守すべき基準の策定 など	区	区	43
11	④-77 事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出の受理などに関する事務	【ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法】 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定 ・保管及び処分の状況に関する届出の受理 など	都	区	47
12	④-78 救援の実施などに関する事務	【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律】 ・救援の実施 ・特定物資の売渡しの要請 など	都	都区	51
13	④-83 構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務	【構造改革特別区域法】 ・特別養護老人ホーム不足区域における事業者による特別養護老人ホームの設置認可	区	区	55
14	④-84 一級河川の管理などに関する事務	【河川法】 ・一級河川（指定区間内）の管理 ・二級河川の管理	都区	都区	59
15	④-86 特定物資の価格の動向及び需給の状況に関する調査などに関する事務	【生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律】 ・特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査 など	都	区	63
16	④-89 基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務	【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】 ・産業廃棄物処理業の許可 ・一般廃棄物処理施設の許可 など	都	区	67

検討対象事務総括表（平成20年9月幹事会分）

	事 務 名	事 業 概 要	方向性		頁
			都の評価※	区の評価	
17	③－9 対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務				/
1	対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務	【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律】 ・特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施が行われるようにするための工事受注者への助言又は勧告 など	都	区	71
2	対象建設工事受注者などに対する特定建設資材の分別解体等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務	【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律】 ・特定の建設資材について、その分別解体等の適正な実施が行われるようにするための工事受注者などへの助言又は勧告 など	都	区	75

※都の評価は特別区が人口50万人以上の規模となった場合の評価